

促進区域指定の案に対する意見書の要旨（由利本荘市沖（南側））

	意見書の要旨	ご意見に対する考え方
1	<p>今回の促進区域の指定案は沿岸住民の居住する住居、並び公共施設に近接しており大変不安です。</p> <p>さらに景観を破壊し特に県魚であるハタハタの産卵などへ悪影響を及ぼす懸念があります。</p> <p>国は国民の財産と健康を守るのが一番の使命です。</p> <p>憲法 25 条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」を守ってください♥</p>	<p>○海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（以下「再エネ海域利用法」という。）第9条に基づき設置された協議会における意見とりまとめにおいて、景観、騒音など、発電事業を実施する選定事業者が留意すべき環境配慮事項が記載されており、当該事業者にはこれらの留意事項を尊重することを求めることとなります。</p> <p>○また、同意見とりまとめにおいて、選定事業者が、発電事業による漁業への影響について十分に配慮するため漁業影響調査を行うことが求められています。</p>

	意見書の要旨	ご意見に対する考え方
2	<p>現在、由利海岸で先行業者が海底地盤調査(地盤貫入試験)を実施しております。直径約 13cm のドリルパイプで海底より 60m 前後の掘削です。調査には協力すると業者と約束しておりますから、今更不平不満を言うつもりは毛頭ありません。掘削時の振動なのか不明ですが、作業船のまわりで操業しても 100%魚はおりません。</p> <p>このような状況で、南・北に区分され発注されると漁業者はどこの海城で操業すればいいのか不安です。岸から水深 40m までを漁場に行っている漁業者が大多数です。開発に犠牲はつきものと理解しております。従って、洋上風力に反対する勢力ではありません。</p> <p>洋上風力建設 5 年、運用 20 年(計画では)その後解体撤去となれば、途方もない年数になります。この間、漁獲高が著しく低下し、漁業が成り立たなくなり廃業に追い込まれた場合、漁業者及び後継者に、事業者はどのような救済の手を伸べるのですか？</p> <p>事業者を選定する際、上記の問題に真剣に取り組む事業者に最大限の点数を加算し、事業終了まで漁業者を守ってもらいたいと願うのです。</p> <p>どうかこの心情をお察しいただき、ご理解のほどよろしく願います。</p>	<p>○事業者を選定するための基準は、今後、区域ごとに定める公募占用指針の中で定めることとなります。</p> <p>○なお、公募占用指針の内容など制度の具体的な運用方針を記載した「一般海域における占用公募制度の運用指針」では、価格と事業の実現性に関する要素を総合的に評価することとしており、その中で地域との調整等についても評価対象とすることとなっています。</p> <p>○本区域の公募占用指針については、この運用指針の規程も踏まえ、今後、定められることとなります。</p>

	意見書の要旨	ご意見に対する考え方
3	<p>促進区域に暮らす地域住民にとっては約3年前から、これらの洋上事業計画に疑問と不安を持ちつづけてきた。</p> <p>2回目の協議会の傍聴に参加し、専門家の説明も伺う機会がありましたが、その場で話し合われた内容をまとめてみても疑問も不安もますます増すばかりです。</p> <p>データがない。不明な点が多い。影響は少ない。または問題ない。など、会場全体に疑問の空気が立ち込めていました。</p> <p>3回目の協議会の内容も似たような内容であるばかりか疑問、不明な案件に踏み込むことも突き詰めることも解決することはありませんでした。</p> <p>世界最大級の事業を、このような無責任な協議会の内容のまま進めていいのだろうか。</p> <p>国も県も市も、行政は国民の生命、健康、財産を守る責務がある。</p> <p>鳥海山と美しい日本海の景観は世界に誇る日本の宝である。今のまま未来に残さなければならぬ私たちの故郷の風景です。</p> <p>この事業は国民を幸せにしない。</p> <p>海はみんなのもの、私のものである。</p> <p>ゆえに、促進区域の指定はするべきでない。</p> <p>以上</p>	<p>○本協議会は、再エネ海域利用法第9条第2項を踏まえ、国、県、関係市町村、関係漁業者の組織する団体その他の利害関係者、学識経験者から構成されており、また、協議会の資料、議事要旨及び議事録について全て公開しているほか、会議も公開しています。</p> <p>○本協議会においては、専門家へのヒアリング等も含めて議論・検討を行い、その結果を踏まえ、協議会意見とりまとめに記載された留意事項について公募から発電事業終了までの全過程において留意がなされることを前提に促進区域として指定することに異存ないとの合意がなされたところです。</p>

	意見書の要旨	ご意見に対する考え方
4	<p>「促進区域の指定」の手続きは以下の理由で白紙に戻すべきです。</p> <p>1) 促進区域の指定の手続きの指針は「再エネ海域利用法」に規定された「基本方針（令和元年5月17日閣議決定）を元を実施されていますが、基準となる基本法に以下のような疑義がある。</p> <p>基本方針別紙第4③「海洋の安全確保その他の海岸に関する施策との調和」(p8)「海岸法(昭和31年法律第101号)に基づく…」とあるが、海岸法は平成11年(平成12年施行)に大改正が行われている。基本法はこの改正海岸法に基づいて行われるべきである。</p> <p>2) 本市沖の促進区域候補地における事業は「環境」「利用」面で甚大な悪影響が予測され、改正海岸法に抵触する可能性が大である。このため敢えて「昭和31年版」としたのではないかと考える。</p> <p>同改正法を受けて秋田県が作成した秋田沿岸海岸保全計画(平成15年12月)は同法を以下の様に述べている。</p> <p>「改正海岸法「防護」、「環境」、「利用」のバランスのとれた、総合的な海岸管理を目的としている」。</p>	<p>○法律の制定年及び法令番号については、法制定当時の制定年及び法令番号とすることが一般的であり、今回もそのように記載しておりますが、海岸法を含め、基本方針で言及している法律については、これまでの法改正後の最新の内容に基づき基本方針を定めています。</p>

	意見書の要旨	ご意見に対する考え方
5	<p>美しい海岸を破壊する洋上風力はいらない。 地産地消の電気を作る政策に切り替えよ。</p>	<p>○再エネ海域利用法第9条に基づき設置された協議会における意見とりまとめにおいて、景観など、発電事業を実施する選定事業者が留意すべき環境配慮事項が記載されており、当該事業者にはこれらの留意事項を尊重することを求めることになります。</p> <p>○地産地消の分散型エネルギーシステムの構築に関しては、引き続き取り組んでまいります。(なお、これまでの取組については、例えば以下の資源エネルギー庁のウェブサイト(「分散型エネルギープラットフォーム」)をご覧ください。)</p> <p>URL: https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/bunsan_plat/</p>

	意見書の要旨	ご意見に対する考え方
6	<p>促進区域に指定され、世界に例がない程の 205mの風車が、僅か離岸 1.5～2.4kmの海上に市境 30kmに亘って建設される計画である。</p> <p>多くの市民から不安の声が上がり、その払拭のため昨年、市長、副市長、市会議員の洋上風力先進地と言われる欧州視察があった。その報告会は市民が待ち望んでいた内容とは程遠いもので、かえって不安が増すものになった。</p> <p>本市の東の山の尾根伝い、国道沿いとビッシリと建てられてしまった風車、その既存風車からの影響で、体調を崩している市民が出てきており、加えて海上に大型風車が計画されていることへの不安である。</p> <p>視察地では景観、騒音、健康被害、果ては住民の反対は一切なかったとのこと。事前の調査先への市民からの質問に対しての報告もなく、不信感を募らせた。</p> <p>事業の説明会には 9,500MW の風車の説明に 1,500MW を基にした説明がなされ事業者のごまかしも発覚した。巨大な風車を支えるべき基礎工事は安価なモノパイルで地震もなく遠浅の欧州とは違い、使うべきではないとの専門家の意見もあること。</p> <p>これらは市民からの署名集めに反映され、1 万筆を超えるものとなっている。</p> <p>促進区域の海岸線は国道 7 号線、JR線に沿っており夕日、男鹿半島を眺めながらの、まさに本市民の自慢の景観でもある。2km前後の海上に 200m超の風車が立ち並びすごい圧迫感ではないか。それと同時に冬の日本海の厳しさに対する耐久、災害時の不安の声も多い。</p> <p>再エネ海域利用法にもとづいて設置された協議会には地元の漁協がメンバーであるが、海は漁業関係者だけのものではない。利害に絡まない市民こそがメンバーとすべきである。</p> <p>市境から市境までの由利本荘沖全域に風車が建つことになり、促進区域の指定は事業ありきで進められた結果としか思えない。</p>	<p>○再エネ海域利用法第9条に基づき設置された協議会における意見とりまとめにおいて、景観、騒音など、発電事業を実施する選定事業者が留意すべき環境配慮事項が記載されており、当該事業者にはこれらの留意事項を尊重することを求めることになります。</p> <p>○設置される洋上風力発電設備は、電気事業法や港湾法に基づく技術基準に適合しなければならないことになっています。このため、風圧、積雪、地震(津波含む)、落雷、波力等に対して安全性を確保できない場合は、設置ができません。</p> <p>○本協議会は、再エネ海域利用法第9条第2項を踏まえ、国、県、関係市町村、関係漁業者の組織する団体その他の利害関係者、学識経験者から構成されたものです。本協議会において、協議会意見とりまとめに記載された留意事項について公募から発電事業終了までの全過程において留意がなされることを前提に促進区域として指定することに異存ないと合意がなされ、また、同法第8条第1項に規定されている基準に適合すると判断したため、今般、本区域の指定の案を公告し、縦覧に供したところで</p>